

○健康栄養学部履修規程

(2019年3月25日制定)

改正 2020年3月11日

2022年6月8日

2023年1月11日

第1条 本学部における授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、沖縄大学学則（以下「学則」という。）の定めるところのほか、この規程による。

第2条 1年間の授業を行う期間は、定期試験日程等を含め、35週にわたることを原則とする。

第3条 本学部の授業時間は次の通りとする。

1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	7校時
9：00～ 10：30	10：40～ 12：10	13：00～ 14：30	14：40～ 16：10	16：20～ 17：50	18：00～ 19：30	19：40～ 21：10

第4条 同時に授業を行う学生の数は、一学年定員80人を2クラスに分けおおむね40人とする。但し、講義科目についてはその限りではない。

第5条 本学部の授業科目として、「共通科目」、「専門科目」を置く。

2 授業科目の種類、単位数及び履修方法は学則別表1（設置科目一覧）のとおりとする。

3 管理栄養士国家試験受験資格を得るために必要な科目は、本履修規程別表1のとおりとする。

4 栄養士資格を得るために必要な科目は、本履修規程別表2のとおりとする。

第6条 本学部の学生で、教育職員免許法に基づく教員免許状を取得しようとする者は、教科に関する専門科目のほかに教職に関する専門科目について、所要の単位を修得しなければならない。

2 教職に関する専門科目の種類、単位数及び履修方法は学則別表3（教職課程）のとおりとする。

第7条 本学を卒業するためには、原則として4年在学し、第5条にもとづき、次に示す単位を取得し、かつ、原則としてGPA1.0以上を取得しなければならない。

卒業必要単位数 124 単位

第2編 学則 (健康栄養学部履修規程)

共通科目	沖縄関連科目	4 単位選択必修
	健康運動演習	2 単位選択必修
	外国語 Oral English I・II	4 単位必修
	Basic English I・II	4 単位必修
	※外国人留学生は日本語 IA・IIA・IB・IIB の 8 単位選択必修	
	情報リテラシー I	2 単位必修
	問題発見演習 I・II	4 単位必修
	その他の科目	2 単位以上選択必修
	計 22 単位	
	※栄養教諭免許取得希望者は共通科目から日本国憲法必修	
専門科目	専門導入分野	14 単位必修
	専門基礎分野	38 単位必修
	専門分野	50 単位必修
	栄養教諭免許関連科目	

第8条 卒業資格の判定は、学部教授会が行う。

第9条 学生は、学期の始めに授業科目の中から、定められた期間に履修しようとする授業科目を定めなければならない。

2 「基礎演習 I」と「基礎演習 II」、「専門演習 a」と「専門演習 b」、「栄養総合演習 I」と「栄養総合演習 II」および「卒業研究 I」と「卒業研究 II」は同一年度に、同一教員の演習を登録しなければならない。ただし、同一年度内に単位を取得できなかった場合には、この限りではない。

3 集中講義について、次の卒業時期の学生は、その集中講義を履修登録することができない。

- (1) 夏期集中講義については、9月卒業を申請する学生は履修登録できない。
- (2) 春期集中講義については、3月卒業見込みの学生は履修登録できない。
- (3) 卒業の見込みがない学生については、上記(1)(2)の限りではない。

第10条 受講人員は、教材、教室の収容人員等により制限することがある。

第11条 受講人員が著しく少ない科目は、開講されないことがある。

第12条 登録した科目は、登録変更期間内に変更することができる。それ以後の登録の変更は認めない。ただし、登録の取り消しだけは、前期科目及び通年科目については5月末まで、後期科目については11月末まで認める。

第2編 学則（健康栄養学部履修規程）

第13条 すでに履修し、単位を取得した科目は、再度登録することはできない。ただし、「可」と評価された科目についてのみ、再度登録し、履修し直すことができる。

第14条 学生は、登録した科目の授業に常に出席しなければならない。

2 次の事項に該当する理由により欠席する場合は、原則として事前に授業担当教員に理由及び証明する配慮願いを提出し、許可を得なければならない。この場合、授業担当教員はレポート作成その他の方策等により可能な限り 学習の補充支援を行い、当該学生が履修上不利とならないように配慮するものとする。

- (1) 社会福祉士国家試験受験資格取得に係る「相談援助実習」「ソーシャルワーク実習Ⅰ・Ⅱ」
- (2) 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る「精神保健福祉援助実習」「精神保健福祉実習」
- (3) 認定スクールソーシャルワーカー資格取得に係る「スクールソーシャルワーク実習」
- (4) 教員免許取得に係る「教育実習」「介護等体験実習」
- (5) 管理栄養士国家試験受験資格に係る「臨地実習」

第15条 次の事項に該当する理由により欠席する場合は、これを公欠として許可することがあり、欠席としない。ただし、原則として授業担当教員に証明する資料を添えて公欠届を提出し、許可を得なければならない。

- (1) 学校保健安全法施行規則に規定された感染症に罹患した場合
- (2) 忌引 配偶者 10 日（休日を含む）、一親等 7 日（休日を含む）、二親等 5 日（休日を含む） ※起算日は死亡の日とする。
- (3) 裁判員制度による裁判員及び裁判員候補者に選任された場合

第16条 試験は学期末又は学年度末に期日を定めて行う。試験科目及び日時は試験の始まる1週間前に公示する。

第17条 所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、公欠事由により受験できなかった者に対しては、証明書を添付の上願い出により追試験を行うことができる。

第2編 学則（健康栄養学部履修規程）

- 2 前項の願い出があるときは、担当教員が適当と認めた者に対して、追試験願書提出後、原則として、2週間以内に追試験を行う。

第18条 授業科目を履修した者については、学則第11条の規定に基づき、担当教員がその科目の成績を判定し、合格した者には所定単位を与える。

- 2 理由なくして講義回数 $\frac{3}{2}$ 以上出席がない者には、その科目の単位を与えない。

第19条 授業科目の成績評価の基準は、次のとおりとする。

評価	秀 (S)	優 (A)	良 (B)	可 (C)	不可 (F)
評点	90～100点	80～89点	70～79点	60～69点	59点以下
評語	達成目標を超えるより高度な内容を自主的な学修で修得したことが認められる。	達成目標に含まれる内容を修得している。授業で扱う内容を修得したことが認められる。	達成目標に含まれる内容をおおむね修得したことが認められる。	達成目標に含まれる最低限身に付ける内容を修得したことが認められる。	達成目標に含まれる最低限身に付ける内容を修得できていない。
GP	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0

- 2 秀 (S) 評価は、履修登録者の2割以内に留めることを目安とする。ただし、演習又は実習科目はこの限りでない。

第20条 年間登録単位数

各年次において登録できる年間単位数の上限は40単位とする。ただし、前年度GPAが2.5以上の場合は48単位まで登録できる。

- 2 前項の単位数には、教職科目、集中講義を含めない。ただし、他大学との単位互換で取得する単位数は含む。

- 3 教職課程履修上、教職に関する科目以外で著しく支障が生じた場合に限り、教職支援センターからの依頼により、1項の上限を超えて登録することができる。

第21条 年間標準取得単位数等

学生（長期履修学生を除く。）は、1年あたり30単位以上取得するよう努めなければならない。ただし、卒業年度はこの限りでない。

- 2 在学期間2年満了時において総取得単位数が28単位未満の学生は、卒業までの履修計画を提出し、履修指導を受けなければならない。

第22条 この規程の改廃は教務委員会の議を経て学部教授会で定める。

第2編 学則（健康栄養学部履修規程）

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則（2020年3月11日改正）

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則（2022年6月8日改正）

この規程は、2022年6月8日から施行する。

附 則（2023年1月11日改正）

この規程は、2023年4月1日から施行する。